

MICE誘致PR動画制作業務委託仕様書

1 目的

国内外のMICE主催者をメインターゲットとした訴求効果の高い動画を制作し、商談会におけるプレゼンテーションでの活用やホームページに掲載することで、本県へのMICE誘致を推進することを目的とする。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大によって多くの国際会議や商談会がオンライン化している背景を鑑み、本県（つくばエリア）で開催したいと思わせるよう、MICE開催地としての強みや魅力を訴求するPR動画を制作し、将来的な会議誘致に資する。

※MICEとは

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

2 件名

MICE誘致PR動画制作業務委託

3 実施主体

茨城県MICE誘致推進協議会（以下「協議会」とする。）

4 委託業務期間

契約締結日から令和4年2月15日（火）まで

5 委託業務内容

（1）MICE主催者に向けたMICE誘致PR動画制作及び撮影業務

- ①MICE主催者をターゲットに、観光資源を含めたつくばエリアを中心とした本県の魅力を伝える動画制作業務
- ②①に掲げる業務に関する事務打合せ、撮影、関係団体の手配・調整等

（2）動画（映像）の仕様

- ①上記1目的を達成する動画を企画及び制作する。
- ②撮影対象・手法
 - ・外国人目線による情報発信となるよう、撮影対象の選定や撮影手法について工夫すること。その上で、つくばエリアの魅力を効果的に表現できる構成にすること。
 - ・動画等制作に必要な事前調整、準備、撮影、編集、公開等必要な作業を行うこと。
 - ・納品後も、社会情勢の変化などにより加工・編集が必要になった際は、誠実

に対応すること。

- ・制作した動画等の二次利用（ホームページ及び動画共有サイト等での配信を想定）を可能にするために必要な処理を行うこと。
- ・動画等制作に観光施設等の動画や静止画素材が必要な場合は、協議会と協議すること。
- ・取り上げる施設等は協議会と協議の上、最終決定するものとし、想定される撮影対象はつくば国際会議場を中心に、周辺ホテル及びユニークベニュー（※1）、エクスカーション（※2）等とすること。

※1ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

※2エクスカーション：会議公式プログラムの一部として、会議参加者及びその同伴者のために計画された、レクリエーションのための小旅行や遊覧。「ツアー」（Tour）ともいう。

③本数・長さ

つくばエリアのMICEを推進するためのPR動画3本の制作

ア．MICE全体用 120秒～150秒程度のもの 1本

イ．アのダイジェスト版 60秒程度、30秒程度のもの 各1本

④モデル

モデルを必要とする場合、協議会の趣旨にあったモデルの候補を受託者が数人挙げた上で、協議会と協議をすること。

⑤映像と調和する効果的なBGM及び効果音を使用すること。

⑥英語によるナレーション、またはテロップを入れ、日本語原稿の翻訳及び英語を母語とする翻訳者によるネイティブ・チェックを必ず行うこと。

⑦テロップが入っていない編集可能なデータを作成すること。

⑧規格

ア．完成版による納品企画はMP4形式（FHD：60pまたは30p）とすること。

イ．動画データはDVDに入れて納品すること。

6 成果品

制作したPR動画（データ及びDVD納品（10枚））

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 本件受託事業者は、成果品のうち本業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、予め協議会の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 前号の規定は、本件受託事業者の従業員、本仕様書8（3）の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合

にも適用する。

(3) 前2号の規定については、協議会が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。

(4) 本件受託事業者は、成果品に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、協議会に譲渡するものとする。ただし、成果品に使用又は包括されている著作物で本件受託事業者がこの契約締結以前から有していたか、又は本件受託事業者が本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、本件受託事業者に留保され、その使用权、改変権を協議会に許諾するものとし、協議会は、これを本業務の成果品の運用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。

また、成果品に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、協議会はその条件の適用に応じるものとする。

8 実施にあたっての留意事項

(1) 委託業務の実施にあたっては、当協議会と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。また新型コロナウイルス感染症防止対策を十分に講じた上で実施すること。

(2) 本業務の実施に要する全ての経費は、委託料に含むものとする。

(3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当協議会の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(5) 委託業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、茨城県個人情報保護条例を準用する。

(6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により当協議会に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

(7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 当協議会が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく当協議会と協議を行うものとする。

9 納品場所

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県MICE誘致推進協議会（茨城県営業戦略部国際観光課内）

担当：小林